○農林水産省告示第九百二号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第三項の規定に基づき、平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百二号（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件）を次のように変更したので、同法第五条の二第五項の規定に基づき公表する。

平成二十七年四月二十一日　農林水産大臣　林　芳正

前文中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第1の2の(1)中ウを削り、イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

ア　高速高精度汎用は種機

高速では種精度の高い点ばが可能なは種作業

第1の2の(1)中キをクとし、カを削り、オをキとし、エの次に次のように加える。

オ　野菜用の高速局所施肥機

車速変動に連動した高精度な局所施肥

カ　軟弱野菜の高能率調製機

軟弱野菜の根切りと下葉の除去を一工程で行う高能率な調製作業

第1の2の(2)を次のように改める。

(2)　消費者ニーズ等に即した安全で環境にやさしい農業の確立に資する機械

籾殻燃焼バーナー

籾殻の燃焼熱を利用した穀物乾燥の環境負荷の低減及び低コスト化

○農林水産省告示第九百三号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十七年度において型式検査を行う農機具の種類を次のとおり定めたので、公示する。

平成二十七年四月二十一日　農林水産大臣　林　芳正

動力噴霧機（走行式）（ブームノズルを有するものに限る。）

農用トラクター（乗用型）（機関出力が25馬力以上250馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。）

スピードスプレヤー

コンバイン（自脱型）（種子用のものを除く。）

コンバイン（普通型）

田植機（乗用型）（土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。）

農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム

ポテト・ハーベスター

ビート・ハーベスター

野菜移植機（土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。）

○農林水産省
環境省告示第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、オガサワラハンミョウに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、農林水産省、国土交通省及び環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月二十一日　農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

オガサワラハンミョウに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、オガサワラハンミョウ（以下「本種」という。）の生息状況等の把握及びモニタリングを行い、本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じて人工繁殖を実施すること等により、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

東京都小笠原諸島における本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）並びに第三の三における飼育及び人工繁殖等を行う区域

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握

(一)　生息状況等の調査及びモニタリング

(二)　生息環境の調査及びモニタリング

(三)　個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

二　生息地における生息環境の維持及び改善

(一)　外来種等による影響の軽減

(二)　生息地等の巡視

三　飼育及び人工繁殖等の実施

四　生息地における密猟等の防止

五　普及啓発の推進

六　効果的な事業の推進のための連携の確保

○農林水産省
環境省告示第三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、オガサワラアオイトトンボに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、農林水産省、国土交通省及び環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月二十一日　農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

オガサワラアオイトトンボに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、オガサワラアオイトトンボ（以下「本種」という。）の生息状況等の把握及びモニタリングを行い、本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

東京都小笠原諸島における本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握

(一)　生息状況等の調査及びモニタリング

(二)　生息環境の調査及びモニタリング

(三)　個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

二　生息地における生息環境の維持及び改善

(一)　外来種等による影響の軽減

繁殖環境の確保

生息地等の巡視

三　生息地における密猟等の防止

四　普及啓発の推進

五　効果的な事業の推進のための連携の確保